（企画官）

第五十一条　放送施設整備促進課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、放送施設整備促進課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

［削る］

（貯金保険室及び信書便事業室並びに特別検査官）

第五十二条　企画課に、貯金保険室及び信書便事業室並びに特別検査官三人を置く。

［削る］

［削る］

（国際放送推進室及び地域放送推進室並びに技術企画官）

第五十一条　衛星・地域放送課に、国際放送推進室及び地域放送推進室並びに技術企画官一人を置く。

2　国際放送推進室は、衛星・地域放送課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際放送に係る無線局免許等関係事務に関すること。

二　国際放送に該当する一般放送の施設の使用の規律に関すること。

三　国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること。

四　放送業（国際放送に関するものに限る。）の発達、改善及び調整に関すること。

3　国際放送推進室に、室長を置く。

4　地域放送推進室は、衛星・地域放送課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　市区町村放送及び有線放送に係る無線局免許等関係事務に関すること。

二　市区町村放送に該当する一般放送の施設の使用の規律に関すること。

三　有線テレビジョン放送の施設の設置及び使用の規律並びに有線ラジオ放送の施設の使用の規律に関すること。

四　放送業（市区町村放送及び有線放送に関するものに限る。）の発達、改善及び調整に関すること。

5　地域放送推進室に、室長を置く。

6　技術企画官は、命を受けて、衛星・地域放送課の所掌事務のうち技術に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

第五十二条　削除

（検査監理室及び貯金保険室並びに地域貢献推進官）

第五十三条　企画課に、検査監理室及び貯金保険室並びに地域貢献推進官一人を置く。

2　検査監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十四条第一項の規定に基づく検査に関すること。

二　日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づく検査に関すること。

三　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十五条第一項の規定に基づく検査に関すること。

四　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第三十一条第一項の規定に基づく検査に関すること。

五　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査に関すること。

六　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査に関すること。

3　検査監理室に、室長及び特別検査官三人を置く。

4　特別検査官は、命を受けて、第二項各号に掲げる事務のうち検査の実施に関する事務を行う。